

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

## 資料室



HOME | 資料室 | 労働組合 | 教育カリキュラム | 労働組合をつくろう

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

組織活動

組織運営と法律

労働安全衛生

経営対策活動

教育・宣伝活動

労働時間をめぐる諸問題

教育活動

選挙活動

組合組織（公務員）

教育カリキュラム

🔍 キーワード検索はこちら

## 労働組合をつくろう

## 1、回結しよう

生活が豊かになってくると、社会の変化とともに働く人たちは個別化していきました。成果主義の考え方もその風潮に拍車をかけて、労働者が回結することの意義を薄めていきました。しかし労働者を取り巻く環境はますます厳しくなっています。

回結することを忘れた労働者は、個別労使関係のなかで生きていくこととなります。個人的に能力もあり強力な交渉力を持った個人ならば、労働者にとって有利な労使関係を築くことは可能ですが、多くの労働者は弱い立場に置かれていきます。

有利な労使関係をつくるにはどうしても集団的な労使関係、すなわち労働組合づくりを考えていく必要があります。

## 2、労働組合は2人以上集まればできる

労働組合は、労働者が2人以上集まれば、いつでも自由に結成できます。役所に届け出ること、会社の承認を得る必要もありません。労組法第5条で定められた内容に基づいた組合規約をつくり、役員、予算とともに確認する結成大会を開くだけで結成できます。

## 3、仲間づくりを進めよう

労働組合は2人以上集まればできますが、労働組合に理解の無い経営者もおります。せっかくつくった労働組合を敵視したり、団体交渉がスムーズに進まないことも考えられます。そこでひとりでも多くの仲間を集め、できるだけ大きな組織にする必要があります。私たちの職場を良くするための活動であることを率直に訴えていきましょう。

## 4、組合結成準備会をつくろう

労働組合を新たにつくった場合は、適切な時期に結成を会社に通告します。経営者によっては労働組合づくりに反対し、妨害をすることもあります。そのため多くの場合、会社に知られないように準備を進めます。組合結成準備会をつくり、仲間とともに勉強しながら進めましょう。

労働組合を結成することや活動することは憲法や労組法で守られている権利ですが、残念ながら労働組合を嫌う経営者が多いのが現実です。しかし妨害を受けても決してあきらめてはいけません。連合などの支援を受けることも必要かもしれません。

## 5、結成大会を開く

結成大会に向けて、まず議案書を準備します。

議案書には、「組合規約案」「活動方針案」「予算案」「役員案」などをまとめます。

役員体制は、組合規約で定めませんが、一般的にいえば次のようなものです。

①執行委員長 ②副執行委員長 ③書記長 ④執行委員 ⑤会計 ⑥会計監査  
会計監査以外が「執行部」となります。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

**Worker's Library 会員登録**  
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

[▶ サイトマップ](#) [▶ このサイトについて](#) [▶ 個人情報保護の取組みについて](#)

[▶ ページTOPへ](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

**Worker's Library** 静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.